

～ 京北の古い道標 皆さんはいくつ知っていますか？ ～

今年は連日猛暑が続いていますね。私の実家では毎年米作りをしているのですが、これだけ暑いと、高温障害が心配なところですよ。

さて、京北を車で走っていると、古い石造りの道標を目にすることがあります。これもなかなか味わい深いものなので、今回はその中の一部をご紹介しますと思います。

① 「井戸峠の道標」

府道 61 号線、上弓削の筒江から常照皇寺の手前に抜ける峠道、通称「井戸峠」。この頂上付近に、お地蔵さんとともに古い道標が設置されているのをご存知ですか？京北在住の方なら、一度は目にしたことがある方も多いと思います。江戸時代からある道標（石碑）の存在は、井戸峠が交通の要所だったことを示しています。道標には「東 寺山 西 つつ江 南 山みち 北初川」と刻まれています。「東 寺山」の「寺」とは、山国にある常照皇寺のことです。井戸峠は昔から四方に向かうための交通の要所だったのでね。



② 「京北五本松町の道標」

五本松食品デパート近くの公衆電話の傍に、文化 14 年つまり江戸時代後期に造られた道標があります。少し読み取りづらいのですが、「右 しをた 多ぬき 左 くま多 た加はま」と刻まれています。ここに言う「た加はま」とは、現在の福井県大飯郡にある「高浜町」のあたりを指します。これはかつて、塩鯖を洛中まで運んだ「西の鯖街道」に京北が位置していたことを示すとともに、古の時代から、日本海沿岸地域と京北との密接な繋がりを示す手がかりなのです。



③ 「京北井崎町の道標」

京北井崎町の「井崎停留所」の裏手、旧道に少し入ったところに、江戸時代のものと思われる道標があります。ここには「右 やまくに 左 ゆげ道」と刻まれています。目印が何もないので、知らない方も多くいらっしゃるかもしれません。元々は本街道沿いにあったのが、道路の造成等によって現在の位置に移設されたようです。皆さんもこうした道標に足を止め、京北を往来した先人たちに想いを馳せてみませんか？



先月のかがやき隊のコラムでもご紹介させていただいた「相続登記の義務化」に関する情報です。

～京北合同庁舎のお客様駐車場をご利用の皆様へ～

周辺の方のご迷惑となりますので、次のことを守りください。

- 駐車中はエンジンをお切りください。
- 庁舎にご用のない方の駐車はご遠慮ください。
- 国道の横断は、横断歩道または地下道をご利用ください。
- 庁舎敷地内（駐車場含む）は禁煙です。

令和6年4月1日から
相続登記の申請が
義務化されました

相続登記の義務化
についてのお知らせ
コチラをご覧ください ⇒



令和7年9月号 目次

- ▶ マイナンバーカード出張申請窓口開設のお知らせ
- ▶ 「京北セット検診」実施に向けたお知らせ
- ▶ けいほくヘルスカレッジのご案内
- ▶ 林業のちょっとコラム
- ▶ かがやき隊コラム

マイナンバーカード出張申請窓口開設のお知らせ

市街地のマイナンバーカードセンターや右京区役所に行かなくても大丈夫です。京北出張所内で、マイナンバーカードの出張申請窓口を開設しますので、まだカードをお持ちでない方はぜひご利用ください。

日時 令和7年9月25日（木）10時～12時 / 13時～14時45分（最終受付）

場所 京北出張所 1階 1-1会議室

- 出張窓口で行う業務
- ① カード申請（初めてマイナンバーカードを申請される方）
 - ② 郵送受取サービスの申込（マイナンバーカード交付通知書のハガキは届いているが、まだ受け取っていない方）

予約の方が優先です。 予約の際には「京北出張所での予約」であること、「①カード申請」または「②郵送受取サービスの申込」のどちらを希望されるか申し出てください。
※なお、時間に空きがあれば、当日受付も可能ですが、予約をお勧めします。

予約受付・問合せ TEL 075-600-2121 9時～16時（土・日曜、祝日を除く）

カード申請の申込みは、インターネットでの予約も可能です。下の二次元コードをスマートフォンで読み込んでいただくか、京都市マイナンバーカード出張窓口特設ブース事務局サイト (<https://kyotomn-branch.com/>) でご確認ください。



- 予約締切
- 9月24日（水）（電話での予約の場合）
 - 9月23日（火）（インターネットでの予約の場合）
- 定員になり次第、予約締切日を待たずに締め切らせていただきます。

※ 健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録につきましては、予約不要にて随時対応しますので、マイナンバーカード及びご自身の金融機関口座がわかるもの（通帳等）をご持参の上、出張申請窓口開設時間にご来庁ください。ただし、混雑状況によっては、対応できない場合がございますので、その際はご容赦ください。

マイナンバーカードに係る電子証明書の発行・更新は周山郵便局でお手続きができます。
すでにお手元にお持ちいただいているマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の発行・更新及び暗証番号の初期化については、周山郵便局でお手続きができます。詳しくは、マイナンバーカードセンター（075-746-6855）にお問い合わせください。



「京北セット検診」実施に向けたお知らせ

～令和8年3月「京北セット検診」実施が決定！～

- 「案内ビラ」と「申込みはがき」を12月10日頃、全戸配布する予定です。
- 40歳以上の京都市国民健康保険・後期高齢者医療被保険の方に、4月下旬に「健診の案内」を郵送しています。受診の際に必要な書類です。紛失されないように大切に保管してください。

京北セット検診や病院で年に1度は検診を受けましょう！



(郵送物) 京都市国民健康保険

(郵送物) 後期高齢者医療被保険

特に、受診券(オレンジ色)失くさないでね！



※介護認定を受けた方には届きませんが、受診できます。ご安心ください！

＜検診の内容＞

受診できる検診	対象者と内容
健康診査	(対象者) 40歳以上の京都市国保・後期高齢者保険・生活保護の方 (内容) 血液検査・尿検査 など
がん検診	(対象者) ご加入の保険に関わらず、受診できます。 ※注意！各検診、対象年齢がございます。 (内容) 胸部(結核・肺がん)検診・大腸がん検診 胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診

問合せ先 京北出張所 保健福祉第二担当 電話：075-852-1816

けいほくヘルスカレッジのご案内(第3回のお知らせ)

～フレイル予防教室～【参加費:無料】

フレイルとは心や体、社会的な機能が低下した「虚弱状態」のことです。フレイルについて知り、予防・改善に取り組むことで、介護予防や認知症予防につなげましょう！

日時	内容
第3回 9月17日(水) 14時～15時30分 (受付13時30分～)	テーマ「フレイル予防体操」 ・体力測定【動きやすい服装、着脱しやすい靴下でお越しください。】 講師 京都市右京区地域介護予防推進センター 加藤 大輔 氏

場所：京北出張所 2階 大会議室
定員：20名
申込み：電話または京北出張所③窓口まで(先着順)



【第1回及び第2回の参加者のお声のご紹介】
「フレイルのことがよくわかった。食事も見直します。」
「体力測定がよかった！」
「認知症予防の情報を知れて、よかった。」
「脳トレが楽しかった！」

第1回と第2回の教室に参加していない方も大歓迎です！一緒に身体を動かして、フレイル予防に取り組みましょう！



問合せ先 京北出張所 保健福祉第二担当 電話：075-852-1816

林業のちょっとコラム

担当：京北・左京山間部農林業振興センター



これは AI で生成した画像を加工したものです。

～森林の開発・転用には、事前の手続きが必要ですよ！～

3回目のテーマは、森林の「開発・転用」について。開発・転用とは、ある土地を現在の用途から他の用途に変更し、多くは、土地の形状変更も伴う行為のことです。

森林における開発・転用には、主に、山を切り崩して太陽光発電施設や資材置き場、谷に土を入れて残土処理施設に変える行為のほか、森林から果樹園(用途は農地)にする行為なども該当します。

森林の開発・転用に必要な森林法上の手続きは、8月号でご紹介した「伐採届」の提出時に、伐採後の転用計画を併せて提出する必要があります。なぜなら、生育している樹木を伐採することが、森林の開発・転用の最初の行為になるからです。また、保安林や一定の面積を超える開発の場合は、都道府県の許可が必要になります。

一方で、最近、北海道で行われた森林の無届伐採・開発が全国ニュースにもなりましたが、必要な手続きを経ずに開発・転用が行われるケースも見られます。そのような行為は、森林の機能を著しく損ない、結果として土砂崩れなどの災害等につながる可能性もあるため、森林を伐採する際には、伐採後の用途についても事前にしっかり検討のうえ、必要な手続きを行ってくださいね。

問合せ先 京北・左京山間部農林業振興センター 電話：075-852-1817